



福岡医発第 2045 号 (地)

令和 4 年 10 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

労災診療費の電子レセプト審査について

標記の件につきまして、全国で事前点検業務の外部委託の試行がなされており、本県においては、令和 3 年 10 月から開始される旨、令和 3 年 7 月 31 日付け福岡医発第 1342 号 (地) 等にてご連絡申し上げているところです。

これまでは、外部委託業者が行う業務のうち、医療機関への電話照会等の連絡は委託とせず、外部委託業者の事前点検後に福岡労働局より医療機関へ電話照会が行われておりましたが、令和 5 年 1 月以降、10 万円未満の外来電子レセプトに関する医療機関への電話照会等の連絡についても委託業者から行われる旨、福岡労働局労災補償課より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 10 万円未満の外来電子レセプトの査定については、従来、電話及び書面にて連絡されていましたが、令和 5 年 1 月以降は書面のみになるとのことです。
- 2) 本件につきましては、当局より労災指定医療機関宛「労災保険診療のてびき 令和 4 年 10 月版」の発送と併せて周知されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

労災担当理事 田中英二

会長 島田昇二郎

令和4年10月4日

公益社団法人
福岡県医師会長 殿

福岡労働局労災補償課長

労災診療費の電子レセプト審査について

平素より労災保険制度の運営につきまして、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災診療費の電子レセプトの審査につきましては、昨年既にお知らせしておりますように事前点検業務の外部委託の試行を令和2年度から全国で順次行っており、当局においても令和3年10月より試行を行っているところです。

(現在、外部委託の事前点検業務の対象は10万円未満の外来電子レセプトのみとなっております。)

試行であることから、当局においては、外部委託業者が行う業務のうち医療機関への電話照会等の連絡は委託とせず、外部委託業者の事前点検後に当局において再度レセプトの審査を行った後に、当局から医療機関へ電話照会等を行ってまいりましたが、当局も他局と同様に医療機関への電話照会等の連絡につきまして、令和5年1月以降、本来の委託業者からの連絡とすることを予定しておりますのでご連絡いたします。これにより、基本的に10万円未満の外来電子レセプトに関しまして、当局からは医療機関への連絡は行わないこととなります。

また、外部委託業者から10万円未満の外来電子レセプトの査定についての連絡は行いません。

なお、労災指定医療機関には、当局より「労災保険診療のてびき 令和4年10月版」の発送とともに、書面にて周知を行う予定としておりますので申し添えます。